

原子力規制委員会 殿

住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1

氏名 三菱原子燃料株式会社
代表取締役社長 梅田賢治

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び核燃料物質の加工の事業に関する規則第10条第1項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称	三菱原子燃料株式会社
	所在地	茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1

1 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値 (Bq/cm³)

測定の箇所 (注1)		前半の3月間 (4月～6月)		後半の3月間 (7月～9月)	
		平均値	最高値 (注2)	平均値	最高値 (注2)
排気口又は排気監視設備	転換工場 排気口	< 1.0×10 ⁻¹⁰	< 1.0×10 ⁻¹⁰	< 1.0×10 ⁻¹⁰	< 1.0×10 ⁻¹⁰
	成型工場 排気口	< 1.0×10 ⁻¹⁰	< 1.0×10 ⁻¹⁰	< 1.0×10 ⁻¹⁰	< 1.0×10 ⁻¹⁰
	第1廃棄物処理所 排気口	< 1.0×10 ⁻¹⁰	< 1.0×10 ⁻¹⁰	< 1.0×10 ⁻¹⁰	< 1.0×10 ⁻¹⁰
	シリンダ洗浄棟 排気口	< 1.0×10 ⁻¹⁰	< 1.0×10 ⁻¹⁰	< 1.0×10 ⁻¹⁰	< 1.0×10 ⁻¹⁰
	加工棟 排気口	< 1.0×10 ⁻¹⁰	< 1.0×10 ⁻¹⁰	< 1.0×10 ⁻¹⁰	< 1.0×10 ⁻¹⁰
	第3核燃料倉庫 排気口	< 1.0×10 ⁻¹⁰	< 1.0×10 ⁻¹⁰	< 1.0×10 ⁻¹⁰	< 1.0×10 ⁻¹⁰
排気監視設備又は排水排出口監視	排水ポンド	< 4.0×10 ⁻⁴	< 4.0×10 ⁻⁴	< 4.0×10 ⁻⁴	< 4.0×10 ⁻⁴
	廃液処理設備(1)排水口 ※1	5.7×10 ⁻³	6.9×10 ⁻³	—	—

※1 廃液処理設備(1)排水口の排水は、排水ポンドからの排水に含まれる。7月～9月排水なし。

2 放射線業務従事者の1年間の線量分布 (4月30日までに提出すべき報告書に限り記載すること。)

1年間の線量 (注3) (mSv)	5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超え るもの	計
放射線業務従事者数 (人)	—	—	—	—	—	—	—

3 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意志のない旨を加工事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

3月間の線量 (注3) (mSv)		1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超え るもの	計
放射線業務従事者数 (人)	前半の3月間 (4月～6月)	5	0	0	0	5
	後半の3月間 (7月～9月)	7	0	0	0	7

注1 保安規定に定められた箇所について、その箇所別に記載すること。

注2 保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。

注3 原子力規制委員会の定めるところにより記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

線量分布明細

(令和元年度 上期)

三菱原子燃料株式会社

1 放射線業務従事者の1年間の線量分布（4月30日までに提出すべき報告書に限り記載すること。）

1年間の線量 (mSv)		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超えるもの	計
放射線業務従事者数(人)	自社員	—	—	—	—	—	—	—
	自社員外	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—

2 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意志のない旨を加工事業者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の3月間の線量分布

3月間の線量 (mSv)			1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超えるもの	計
放射線業務従事者数(人)	前半の3月間 (4月～6月)	自社員	2	0	0	0	2
		自社員外	3	0	0	0	3
		計	5	0	0	0	5
	後半の3月間 (7月～9月)	自社員	2	0	0	0	2
		自社員外	5	0	0	0	5
		計	7	0	0	0	7